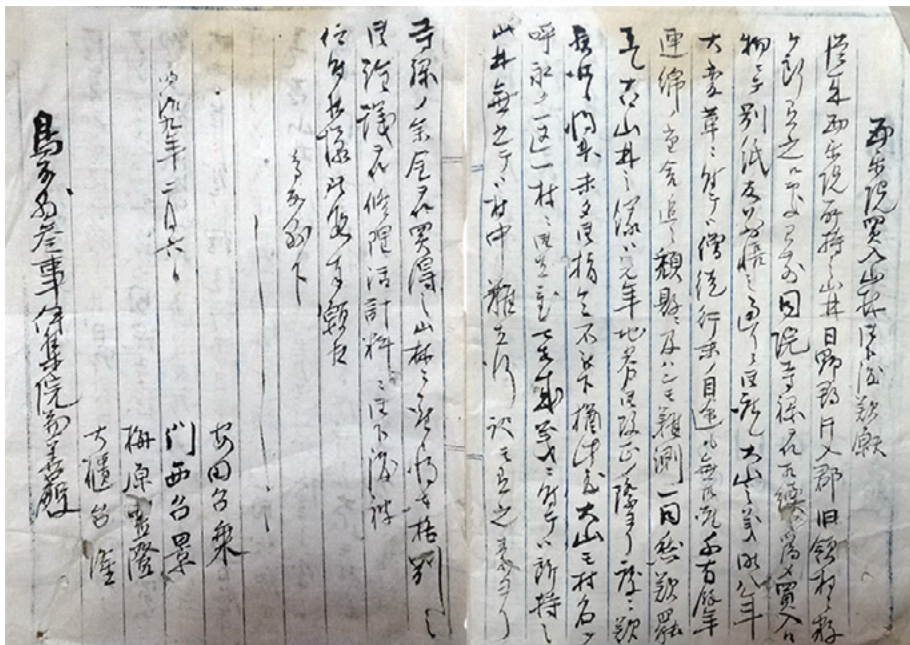


近代

第10章 近代国家の成立 2. 明治維新と文明開化 (4) 神道とキリスト教

神仏分離令と大山寺



「西楽院買入山林御下渡歎願」(大神山神社蔵)★

解説

明治維新後、政府は王政復古による祭政一致の立場をとり、神祇官を再興して国学者や神道家を登用し、神道国教化策を打ち出した。1868(明治元)年には、神仏分離令を出してそれまでの神仏習合の伝統を破壊し、寺院の支配下にあった神社は独立させた。

古くより地蔵信仰の霊場であった大山は、大山寺として地蔵菩薩を本地とする中腹の大智明権現を本社に、付近の西楽院が本坊として寺務を取り仕切っていた。しかし、神仏分離令により山麓の二宮大明神を大神山神社と改名、3年後に国幣小社に列格されたあと、1875(明治8)年9月、大山寺号が廃絶となり、西楽院が廃寺とされることとなった。

この資料は、大神山神社に残されていた大山寺関係資料の1つであり、それまで大山寺運営の中心だった西楽院が正に取り壊される1876(明治9)年のものである。西楽院所有の山林が地域に果たしている

役割にかんがみ、困窮した寺院が鳥取県に対し格別に「修理活計料」として山の下渡しを求めている。権現附属建物とされることになった西楽院のおかれた状況の厳しさと、その中でも何らかの基盤を守ろうとした僧徒の努力を読み取ることができる。

(担当：前田孝行)

【意識】従来西楽院が日野郡・汗入郡に所有していた山林は別紙のとおりですが、昨年の廃寺により千年以上続く大山寺の堂宇が退廃し、一同愁嘆に暮れています。山林については先年から歎願している通りですが、大山の名を冠する村が今後も存置されていくためには当方の山林がなくてはならないと思えますので、ぜひとも「修理活計料」を下渡してくださいよう、お願い申し上げます。

参考資料

- ・鳥取県『新鳥取県史資料編 近代5 行政2・社会・宗教』(2018年)
- ・鳥取県『鳥取県史 近代 第4巻 社会・文化篇』(1969年)
- ・鳥取県『鳥取県史 近代 第5巻 資料篇』(1967年)
- ・米子市史編さん協議会編『新修米子市史 第5巻 民俗編』(2000年)

鳥取県参事 伊集院兼善殿

明治九年二月六日

安田台景 門西台景 梅原靈澄 大櫃台隆

鳥取県下

西楽院買入山林御下渡歎願
従来西楽院所持之山林日野郡・汗入郡旧領村々数ヶ所有之候処、已然同院寺祿ヲ以相統ノ為メ買入候物ニテ別紙反別帳之通りニ御座候、大山之義昨八年大変革ニ付テハ僧徒行末ノ目途も無御座、千有余年連綿ノ堂舎追々頽廢ニ及ハンソ難測一同愁嘆罷在候、古山林之儀ハ先年地券御改正ノ際ヨリ度々歎願仕候得共、未夕御指令不被下、猶此度大山毛村名ヲ呼承ク一区一村ニ御立置可相成義ニ付テハ、所持之山林無之テハ村中難立行訳モ有之、素ヨリ寺祿ノ余金ヲ以買得之山林ニ御座候得者格別之御詮議ヲ以修理活計料ニ御下渡被仰付候様、此段奉願候